

ドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、ドローン・レスキューユニットへの参加に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥取県内の災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図るための無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力の要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（ドローン・レスキューユニット）

第2条 甲は、甲の構成員で組織するユニット（以下「県職員ユニット」という。）と、企業等の構成員で組織するユニット（以下「企業ユニット」という。）で構成したドローン・レスキューユニットを編成し、乙は、企業ユニットの一員として協力活動を行うものとする。

（協力要請の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する内容は、災害時等における無人航空機を活用した次のいずれかの活動（以下「協力活動」という。）とする。

- （1）災害対応等に必要の情報収集に関すること
- （2）災害地図作成等の災害支援に関すること
- （3）災害時の物資等の輸送に関すること
- （4）ドローン・レスキューユニットの運用調整の補助に関すること
- （5）その他、甲及び乙の協議により決定する必要な事項

（協力の要請手続）

第4条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して協力要請をするものとし、乙は、協力するように努めるものとする。

2 甲は、前項による協力要請をする場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であって、文書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は、協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に撤収を要請するものとする。

（協力活動の現場協議）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ、現場にて協議した上で、協力活動を実施するものとする。ただし、甲が遠隔地で現場状況を映像等で確認できる場合は、電話等により協議することができる。

（安全の確保等）

第6条 甲は、乙に対し、協力の内容に応じて安全の確保に十分配慮するものとする。

(業務活動報告等)

第7条 乙は、協力活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した協力活動内容等を甲に報告するものとする。

2 災害時等における乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

(著作権の譲渡)

第8条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

(経費の負担)

第9条 協力活動に要した費用（記録媒体、有料道路交通料、駐車場使用料等の実費負担額）、人員及び資機材の手配に要した費用は、甲が負担するものとし、その額及びその他の必要な費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲が行う訓練に乙が参加する場合は、その参加に要した費用（資機材の運搬を含む交通費）は、乙が負担するものとし、その他必要な費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の支払い)

第10条 乙は、甲が負担する経費については、その実績をそれぞれ取りまとめ、甲に一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(損害補償)

第11条 協力要請に伴い乙の構成員、第三者及び無人航空機に生じた損害の補償の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 乙の構成員が協力活動中に死亡もしくは負傷し、又は協力活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合は、次に掲げる場合を除き、その損害の補償について、甲、乙協議の上、誠意をもって対応する。

ア 当該協力活動に従事する者の故意又は重大な過失による場合

イ 当該損害につき、当該協力活動に従事する者について締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない損害は除く。）

ウ 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない損害は除く。）

(2) 乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

- (3) 乙は、協力活動にあたり、必要な保険（損害賠償等）に加入している無人航空機を使用するものとする。
- (4) 乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損、紛失等の損害が生じた場合は、乙が加入する機体保険等により対応することとする。ただし、当該無人航空機について機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、損害の生じた原因が甲の故意又は重大な過失によるものであることが明らかである場合は、この限りでない。
- (5) 乙の構成員及び乙の保有する無人航空機が協力活動中に第三者に与えた損害については、第1号の規定に準じて対応することとする。
- (6) 甲乙各者は、損害補償すべき事案が発生したときは速やかに相手方に連絡するとともに、必要な書類等を提出するものとする。

（平常時の準備）

第12条 甲と乙が相互に協力し合い、協力活動を円滑に行うため、平常時に行う準備の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、この協定に関する緊急連絡先を定め、甲へ報告すること。なお、当該連絡先が変更された場合も同様とする。
- (2) 乙は、協力活動を行うユニット数及び構成員数、協力活動に用いる無人航空機の機数、諸元、その他必要な事項について、甲の求めに応じ、甲へ報告すること。また、甲は、協力活動に必要な事項について、乙と共有するものとする。
- (3) 乙は、乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。
- (4) 乙は、災害時等に使用する無人航空機の準備および習熟に努め、甲は、その支援や訓練実施に努めること。また乙は、甲から無人航空機の体制整備に係る財政的支援を受けた場合は、正当な理由がない限り、甲の要請を拒んではならない。
- (5) 乙は、甲が行う県職員ユニットと企業ユニットが参加する訓練への参加に努めること。

（設置運用）

第13条 この協定の実施に必要な事項については、甲が別にドローン・レスキューユニットの設置運用に関する要領を定めるものとする。

（個人情報保護）

第14条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。協力活動に従事した乙の構成員についても同様とし、これらの者が乙の構成員でなくなった後も、同様とする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからこの協定を更新しない旨の意思表示がなされないときは、有効期間は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第16条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和6年9月2日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

乙 ●●県●●市●●町●●丁目●●番地
(企業名)
(職 名)
(氏 名)

※ 乙には下記企業等をそれぞれ記載します。

- ・鳥取県西伯郡大山町加茂3219-11
株式会社skyer 代表取締役 宇佐美 孝太
- ・鳥取県米子市旗ヶ崎2丁目15番1号
学校法人柳心学園 理事長 大野 奈穂子
- ・鳥取県鳥取市中砂見936
株式会社NEXTMOTION 代表取締役社長 西原 徹
- ・兵庫県西宮市和上町1-31
株式会社GEOソリューションズ 代表取締役 藤井 達司
- ・鳥取県鳥取市本町3丁目201番地
一般社団法人鳥取県測量設計業協会 会長 大西 幸人
- ・鳥取県鳥取市湖山町西2丁目413番地
鳥取県森林組合連合会 代表理事会長 嶋沢 和幸
- ・鳥取県鳥取市千代水四丁目37番地
公益財団法人鳥取県造林公社 理事長 池内 富久